

令和2年4月30日

生徒・保護者各位

青森県立青森高等学校
校長 宍倉 慎次

5月7日からの学校教育活動再開について

県教育委員会から全都道府県が緊急事態措置の対象とされたことを踏まえ、県立学校について、4月20日から5月6日までの間の一斉臨時休業の措置を講じているところですが、急な休業措置に対しまして、御理解、御協力をいただいていることに、心より感謝申し上げます。

さて、4月30日付けで県教育委員会より県立学校の一斉臨時休業後における教育活動の実施について通知がありましたのでお知らせするとともに、本校でも5月7日（木）から学校活動を、再開いたします。

学校教育活動再開に当たりましては、文部科学省からのガイドラインや県教育委員会からの通知に基づき、別紙1にありますように、本校における学校教育活動再開における新型コロナウイルス感染防止対策についての措置を講じ、生徒及び教職員が感染者にも感染源にもならないよう、学校において感染防止のために十分な警戒を行い、感染症対策に最大限の努力をしておりますので、さらなる御理解と御協力をお願いいたします。また御家庭においても十分に警戒、対策をしていただくようお願い申し上げます。

また、県教育委員会より別紙2のとおり、児童生徒・保護者の皆様に向けたメッセージがありますので、併せて御覧ください。

なお、新型コロナウイルス感染症に係る今後の状況の変化により、対応を変更する場合がありますことを申し添えます。

1 5月7日（木）以降の日程等について

(1) 青い森鉄道利用者の時差登校について

青い森鉄道上り（青森⇒筒井）で通学する場合は、混雑を極力抑えるため、学年ごとに下記の時間をお願いします。

青森駅発 7：28 …… 1、2年

青森駅発 7：42 …… 3年

(2) 学校再開当初の日程

5月7日（木）平常授業（7校時 避難訓練）

5月8日（金）平常授業（一斉部会）

(3) 青高会館食堂について 5月7日（木）の営業はありませんので御注意ください。

2 健康管理について

(1) 学校生活について

ア 登校前

- 起床後**
- ・起床時の健康状態をチェック（カゼ症状の有無。家族の状況確認）
 - ・体温を測定しClassiへ入力
 - ※1年生はClassiが使用できるまでは紙媒体へ記録
 - ・マスクの準備（手作りマスクでも可）
 - ※マスクがない場合にはハンカチ、ティッシュで代用できるよう準備
 - ・発熱（微熱も含む）、カゼ症状がある場合には無理な登校を控える
 - ※登校後、発熱等の症状がある場合には1時間以内のお迎えをお願いします

イ 登校時

- 登校後すぐ**
- ・生徒玄関で手指の消毒を行う
 - ・体温測定を忘れた生徒は昇降口入って左側にある体温計で測定してから教室へ入る

教室 ・換気を行いながらの授業（グラウンド側と中庭側の窓を開放したまま行う）

⇒上着の着用・膝掛けの使用等を許可

- ・昼食前には必ず手洗いをを行う
 - 石けんを使用し、流水で30秒を目安に手洗い
- ・咳エチケット（咳やくしゃみを他人にかけない）の徹底
 - マスクを着用（口、鼻を覆う）
 - ティッシュ、ハンカチで口、鼻を覆う
 - 袖で口、鼻を覆う
 - ※鼻水や痰がついたティッシュは密閉し、蓋付きゴミ箱に捨てる
- ・不調を感じたときは我慢せず保健室へ相談

トイレ ・トイレ使用後は手洗いを確実に実施し、持参したハンカチで水分をとる

- ・トイレ外に準備してあるアルコールで消毒する
- ※トイレ内の手の触れる箇所（ドアノブ、スイッチ、洗浄レバー等）は午前2回、昼休み後、午後1回、夕方（清掃時）に消毒

ウ 放課後

- ・体調が万全でない（熱っぽさ、カゼ症状）場合は速やかに帰宅し、自宅で休養

エ 帰宅後

- ・抵抗力を高める生活を心がける
 - 十分な睡眠（早寝早起き）
 - 適度な運動
 - バランスのとれた食事
- *家族の健康状態も確認しておくが良い

(2) カゼ症状（発熱、咳、倦怠感等）がある場合の対応について

※学校ではカゼ様症状か新型コロナウイルス感染症の区別はできません

ア 教室等で訴えを起こした場合

感染をできるだけ防止するために、他の生徒等と接触させないように、訴えのあった生徒をその時点で使用していない教室等へ連れて行き、保護者の迎えがあるまで休ませる。

イ 保健室へ訴えてきた場合

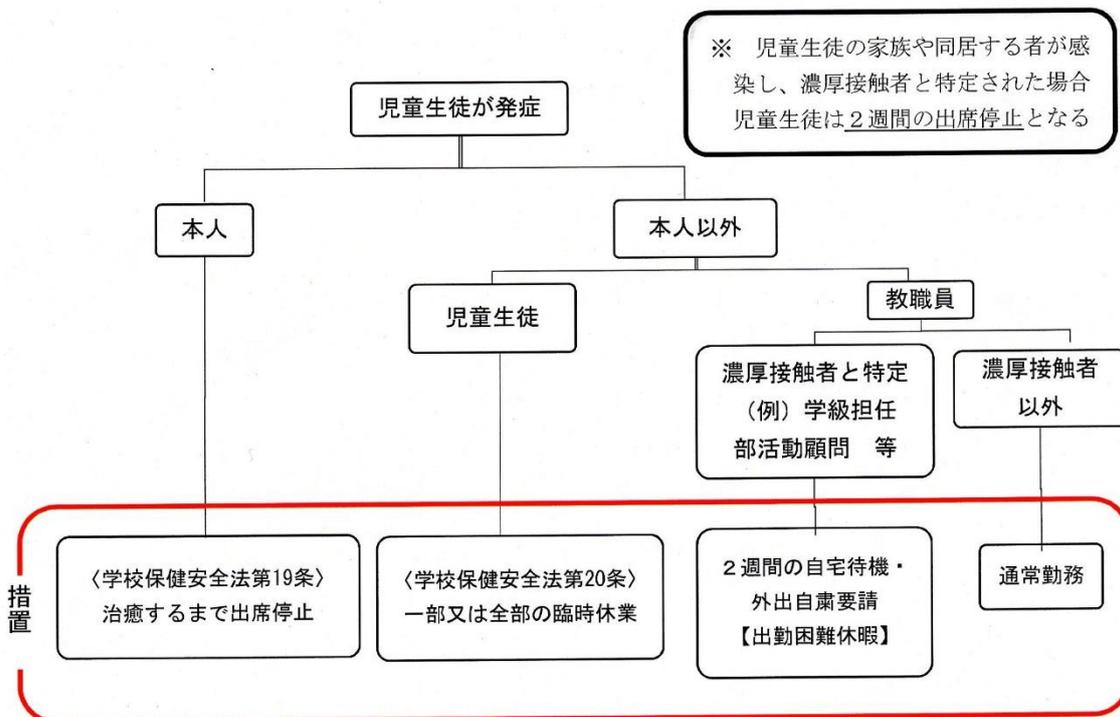
健康相談室で発熱、症状等の確認をし、保護者の迎えがあるまで休ませる。

有症状の場合、長時間学校へ留めておくことができません。原則1時間以内に帰宅できる方法を複数、事前に御家庭で取り決めておいてください。
また、御家庭においては検温を一緒に行う等、家族の健康状態をお互いに把握できるようお願いいたします。

(3) 出席停止措置及び臨時休業措置について

ア 発症した生徒：出席停止（学校保健安全法第19条）

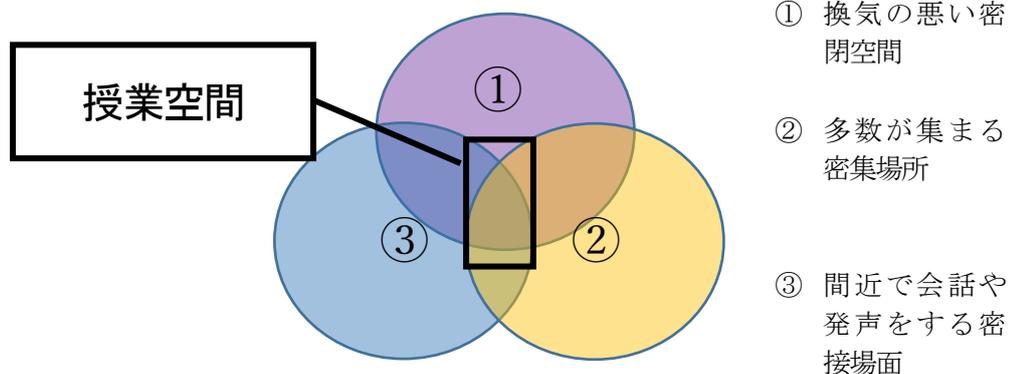
イ 発症したもの以外の生徒：学校全部又は一部の臨時休業（学校保健安全法第20条）



3 教室での学習活動について

青森高校 教務部では以下のように新型コロナウイルス感染症に対応した授業・考査等の対応ガイドラインを作成しました。

(1) 大前提として、3つの「密」を避けること



「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」

- ① 換気の悪い**密**閉空間
- ② 多数が集まる**密**集場所
- ③ 間近で会話や発声をする**密**接場面

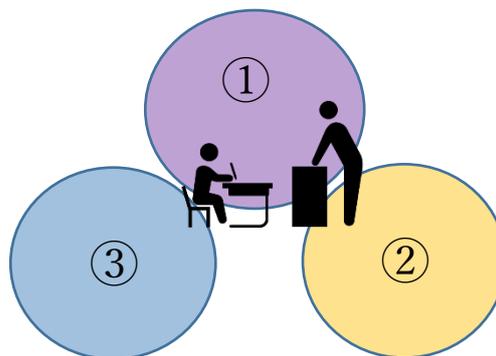
しかし、
授業空間はまさに
「3密」

学校空間という構造的な「3密」状況下において、この3つの条件が同時に重なる場면을極力避けることが重要となります。よって、以下の3ポイントに十分留意して、授業場面では「3密回避」を心がけたいと思います。

(2) 具体的な「三密回避」授業の方法

ア 換気の徹底

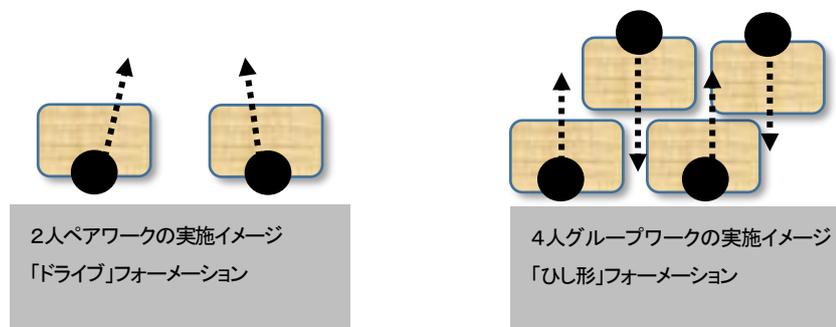
- 欄間の常時開放
 - 廊下側扉の常時開放
 - 休み時間に外側窓を開放して換気
 - 扇風機で空気を攪拌
 - 雨天等の場合は換気扇を常時ON・外側窓を1cm開ける
- ※寒さ対策として、膝掛け・コートの着用を推奨する。教室は構造的に「密集状態」であるため、「換気の徹底」が重要となります。



イ 密接場面の正対回避

- マスクの着用・ハンカチなどを利用した咳エチケットの徹底
- 教員の飛沫が最前列の生徒に及ばないように、全体を60cmほど下げる。なお、教員も可能な限りマスクを着用する。
- グループワークの際の「ひし形」フォーメーション
- ペアワークの際の「ドライブ」フォーメーション

飛沫感染リスクを極力抑えるため、図のような隊形に変更する。いずれのフォーメーションも、咳エチケット対策は前提条件、必須。



(3) 健康状態の観察・確認

ア・イを心がけるとともに、生徒の様子を観察し、体調が優れないような生徒には声がけをして保健室に行くよう指示する。

4 部活動について

- (1) 部・委員会活動における活動日、活動時間、練習場所等に関する感染防止対策
- ア 活動場所において、密集した場所で活動することがないように留意し、活動日、活動時間、活動場所をずらし、分散して行う。
 - イ 活動時間は、平日1時間45分、休日は2時間とし、生徒の健康・安全を第一に考え、時間厳守を徹底する。
※他校生徒と接触がある場合には、お互いの健康観察を確実にを行い、無理は絶対にしないこと。
 - ウ 各部、委員会の活動場所においても、顧問の指導のもと、こまめな換気（30分に5分程度）、咳エチケット、消毒等の計画を立てて活動を行うこととする。
- (2) 実際の活動に関する感染防止対策
- ア 活動日には、必ず顧問が付き、安全に配慮すること。生徒、顧問は、活動前に体温を測定し、顧問は生徒の体温を健康観察票に記録する。37℃以上の発熱や風邪の症状がある場合の活動は認めない。
基礎疾患のある生徒を把握し、家庭や医療機関とも連携を図る。
 - イ 活動場所は、飛沫感染防止のため、指定された場所のみとし、廊下やラウンジ、教室等内等は使用しない。
 - ウ 活動場所や部室等の利用時間は短縮化を図り、分散して利用するなど、密集・密閉空間をつくらず、換気した状態で使用する。特に使用前後は窓を開放し、アルコール等による器具や用具、ドア等の消毒を行うこと。その他、顧問間で連携し、工夫する。
 - エ 活動前後には手洗い、洗顔を徹底し、咳エチケット等感染防止に努める。
 - オ 飲み物、タオル等、身に付ける用具は各自が準備し共用を避ける。
 - カ 飛沫感染が想定されるような練習（発声）及び至近距離での会話は屋外であっても避けるように工夫する。

学校活動再開に当たっては、3つの条件 （換気の悪い密閉空間（密閉）、多くの人
が密集（密集）、近距離での会話や発声等（密接） が重ならないように、十分な感
染症対策を計画的に実施し、状況に応じて迅速に対応いたします。

また、生徒が新型感染症の警戒態勢で不安な状況においても、安心、安全に学校
生活を送れるようできる限りの支援をしていきます。

新型コロナウイルス感染症をめぐる県立学校の臨時休業及び学校再開についてご説明します。

1 臨時休業について

令和2年4月16日、政府の新型インフルエンザ等対策本部において、全都道府県が緊急事態措置の対象とされました。本県は、新型コロナウイルス感染症がまん延している状況にはないものの、児童生徒、保護者及び地域住民の不安解消を図り、適切な教育環境を整備することを目的に、学校保健安全法第20条により、県立学校について4月20日から5月6日までの間の一斉臨時休業としました。

2 学校の再開について

国の「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」における新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言（4月1日の提言）より

- 現時点の知見では、子どもは地域において感染拡大の役割を果たしていないと考えられている
- 直近1週間の新規感染者等の人数がその1週間前と比較して大幅に増加している『感染拡大警戒地域』において想定される対応として、その地域の学校の一斉休業も選択肢として検討すべきである

文部科学省から示されている「臨時休業の実施に関するガイドライン」より

- 地域内に感染者が判明した場合であっても、地域における感染経路がすべて判明していて、学校関係者とは接点が少ない場合などには、学校の臨時休業を実施する必要性は低いとされており

これらのことから、現在の本県の感染状況等を踏まえると、現段階では県立学校において臨時休業の延長を要する状況にはないと考えており、休業期間終了後の5月7日（木）から教育活動を再開することとしました。

3 学校再開に向けた学習や生活全般等について

(1) 学習等について

- ① 学校から配布されたプリントや教材の学習箇所の指示のほか、ICTを活用した学習支援アプリを利用できることや、端末のない方にはスマホの貸与を進めています。
- ② 特別支援学校については、生徒の状況に応じた受け入れを行っています。

(2) 生活全般について

- ① 不要不急の外出や大型連休中の県境を越えての移動の自粛をお願いします。
- ② 手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策の徹底をお願いします。
- ③ いわゆる「三つの密」を避ける行動をお願いします。
- ④ 学校再開に備え、起床就寝時間、家庭学習、散歩や自宅内での体操等の適度な運動など、基本的な生活リズムを崩さないよう心掛けてください。
- ⑤ インターネット利用時のルールやマナーを守り、ネットトラブルなどにより被害者、加害者となることのないよう十分注意してください。
- ⑥ 休業期間中の生活や学校再開に関すること、感染症に起因する差別や偏見などについて不安や悩みがある場合は、学校、県教育委員会、「24時間子供SOSダイヤル(017-734-9188)」にご相談ください。

4 その他

なお、今後、県内において、感染者が急激に増えた場合などには、県健康福祉部と当該感染者の症状の有無等を確認しつつ、臨時休業の必要性について判断することとしており、臨時休業を延長する場合もあり得ることを申し添えます。

令和2年4月30日
青森県教育委員会